

せたな大里風力発電事業（仮称）

環境影響評価準備書についての

意見の概要と当社の見解

平成 26 年 8 月

電源開発株式会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	1
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	2
(1) 開催日時.....	2
(2) 開催場所.....	2
(3) 来場者数.....	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解.....	3

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により、公表した。

(1) 公告の日

平成26年6月18日（水）

(2) 公告の方法

①平成26年6月18日（水）付の官報に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

②上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・せたな町の広報誌へ掲載

[別紙2 参照]

広報せたな 平成26年6月号 P.19

・当社ホームページに準備書の届出について掲示

[別紙3 参照]

・せたな町ホームページへ掲載

[別紙4 参照]

・北海道ホームページへ掲載

[別紙5 参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにてインターネットの利用により公表した。

① 自治体庁舎

・せたな町役場本庁舎産業振興課（北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1）

・せたな町役場瀬棚総合支所産業建設課（北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町719番地）

・せたな町役場大成総合支所産業建設課（北海道久遠郡せたな町大成区都427番地）

② インターネットの利用による公表

当社ホームページに準備書及び要約書を公表した。 [別紙6 参照]

また、せたな町及び北海道のホームページに当該ホームページへより当社ホームページにリンクすることにより自治体ホームページから準備書及び要約書が参照可能とされた。 [別紙3, 4 参照]

(4) 縦覧期間

平成26年6月18日（水）から平成26年7月31日（木）までとした。

自治体庁舎は午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・国民の祝日及び閉庁時を除く）とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

総数	0名
(内訳) せたな町役場本庁舎産業振興課	0名
せたな町役場瀬棚総合支所産業建設課	0名
せたな町役場大成総合支所産業建設課	0名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(1) 開催日時

- ①平成26年7月3日(土) 14時00分から14時40分まで
- ②平成26年7月3日(土) 16時00分から16時30分まで

(2) 開催場所

- ①大里生活改善センター(久遠郡せたな町瀬棚区西大里310番地4)
- ②元浦漁村センター(久遠郡せたな町瀬棚区元浦439番地)

(3) 来場者数

- ①6名
- ②6名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成26年6月18日(水)から平成26年7月31日(木)までの期間
(縦覧期間及びその後2週間とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

[別紙7~10参照]

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通、意見総数は11件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は11件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は0件であった。「環境影響評価法」第19条の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれらに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	当社の見解
1	風力発電機の規模、設置基数、配置計画などに伴う乱気流の発生についての見解。	地形や植生、風力発電機の相互間干渉等による風況変動をシミュレーション等により多面的に解析評価しています。また、鳥類への影響は、予測の不確実性を伴うことから事後調査を実施することとしております。
2	巨大風車の設置、ならびに上記のような気流の流れにより、対象事業実施区域や周辺の自然環境、野鳥の行動に対して影響についての見解。	
3	今回の風力発電機の配置計画を見る限り、特に左右の間隔が狭く、効率的な発電は困難とみられるが、実際にこのような配置の適切性についての見解。	
4	調査時期については、春の渡り時期（3～5月）、秋の渡り時期（8～11月）に調査を行い、複数年の調査を行うとともに、多様な種を対象とすること。	ご指摘の時期に調査を実施し、対象事業実施区域のみならず、広範囲に渡って調査を行っております。また、事後調査においては複数年行うこととし、調査対象種も全ての鳥類を対象としております。
5	調査方法について、ラインセンサスルート、ポイントセンサス、空間飛翔調査における設定地点数及び地点の地形特性、調査時間及び回数、調査機材、天候などの条件についての見解。	各調査においては、環境類型毎にルートや地点を設定し、任意観察も行いながら生息種の確認に努めております。また、基本的には方法書において示された調査時間、回数、地点、手法にて実施しております。空間飛翔調査では「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省）を参考にして実施しております。
6	瀬棚臨海風力発電所でのオオワシの衝突事故の原因などを踏まえ、どのような保全対策を行うのかを示し、また、今回の風力発電事業においてはどのような予防措置を講じるのかを示すこと。	オオワシの衝突事故の原因究明は不明であるため、保全対策の検討をするまでには至っておりません。しかしながら、事後調査の結果、バードストライクといった著しい影響が生じると判断された場合には、専門家の指導や助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な保全措置を講じます。
7	バードストライク防止対策として、レーダーを用いた鳥類の行動監視の導入、バードストライクが発生する可能性が高い時期での風車の運転停止などといった対策を行うこと。なお、要請等があれば、当会としても積極的に対応する。	本事業におきましては、事後調査の結果、バードストライクといった著しい影響が生じると判断された場合には、専門家の指導や助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な保全措置を講じることとしております。 また、希少種のバードストライクが発生する等鳥類への著しい影響が明らかとなった場合には、環境省、北海道等関係個所へ報告の上、適切に対応することとし、必要に応じて、自然保護団体等へも報告することを考えております。
8	自然環境については生物多様性の考えからみても、多くの生物相の相互関係を基にして成り立っているため、多くの学識者や自然環境団体等の幅広い意見を聞く必要がある。どのような専門家の助言を受けてこれまで調査を進めてきたのか、調	準備書においては、北海道の審議会委員より多岐に渡ったご意見、ご指導を頂いておりますし、自然保護団体等へもヒアリングを行って、調査時期や回数などのご助言を頂き、調査結果をご報告しております。また、準備書の結果を有識者の方にヒアリン

	査項目や手法について具体的に提示すること。	グし、それを評価書に反映することを考えております。
9	「北海道生物多様性保全計画」を踏まえ、「生物多様性の保全」のあり方について、自然エネルギーの普及やバードストライク等の鳥類への影響が実際に発生している事実を関連づけて提示すること。	再生可能エネルギーである風力をはじめとする新エネルギーの導入拡大は、エネルギーの安全保障や地球温暖化防止といった国家的な観点からも事業を推進していかなければならないと考えております。一方でバードストライクといった鳥類への影響も懸念されておりますことから、今後は事後調査におけるデータの蓄積を行い、効果的な保全対策を講じられるよう努めて参りたいと考えております。
10	せたな大里風力発電事業においては、付帯する送電線は既存のルートを利用せず、今金変電所まで送電線を新設し、そこから函館幹線へ連係する計画であり、また、送電線は埋設するとのことで、野鳥には優しい計画だと思われることから、賛意を表するものである。しかし、植物等にとっては工事部分で重要種が消滅する危険が多くなることから、その点を十分考慮し、現行の電気事業法上の枠組み以上、自然環境に配慮した計画を立案実施するよう要望する。	造成により生じた裸地部には、造成時の表土を覆土として再利用することで、現状の植生の早期回復に努めます。また、必要以上の土地の改変を抑え、植物の生育環境への影響を最小限にとどめます。 重要な種の生育環境の保全を基本と致しますが、計画上やむをえない場合には対象事業実施区域周辺において、移植等現在の生育地と同様な環境に移植することにより、個体群の保全を図ります。移植方法等については専門家の助言を受け、現地立会いのものと移植を実施致します。
11	本事業の計画区域付近ではすでに「瀬棚臨海風力発電所」が大型風車を6基（12,000kW）、また「せたな海上風力発電所」が2基（1,200kW）を稼働中である。さらに、「北槍山ウインドファーム」が太櫓地区を中心に60基（120,000kW）の風車新設を申請中であり、貴社の22基（50,000kW）を加えると、90基の風力発電機がせたな町の海岸沿いに立ち並ぶことになるため、計画区域の選定にあたっては、地域の全体像を俯瞰する中でそれらの風力発電所が環境に与える影響を十分考慮する必要がある。	既設の風力発電施設については、風力発電機に関するデータが開示されているものは、累積的影響を検討できますが、新規事業においては、データが開示されていないことが多く、累積的な予測を見積もることは困難な状況となっております。

官報に掲載した公告

「官報 平成 26 年 6 月 18 日 号外」第 136 号 (P.73)

せたな大里風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書及び準備書の説明会開催の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、「せたな大里風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）を作成しましたので、法第十六条及び法第十七条の規定に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 電源開発株式会社

代表者 取締役社長 北村 雅良

所在地 東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称 せたな大里風力発電事業（仮称）

種類 風力（陸上）

規模 出力五万キロワット（風力発電機の基数最大二十二基）

三、対象事業が実施されるべき区域

北海道久遠郡せたな町大里地区周辺

四、関係地域の範囲

北海道久遠郡せたな町

五、準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

せたな町役場本庁舎 産業振興課（北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島六三番地）

せたな町役場瀬棚総合支所 産業建設課（北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町七一九番地）

せたな町役場大成総合支所 産業建設課（北海道久遠郡せたな町大成区都四二七番地）

縦覧期間

平成二十六年六月十八日（水）から平成二十六年七月十七日（木）まで

（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び閉庁日は除く）

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

準備書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十六年六月十八日（水）から七月十七日（木）までご覧いただけます。

六、意見の提出

準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限 平成二十六年七月三十一日（木）必着

提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、左記まで郵送してください。

〒一〇四一八一六五 東京都中央区銀座六丁目一五番一号 電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室 宛

意見書の提出に必要な事項

① 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

② 意見書の提出の対象である準備書の名称

③ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

八、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

平成二十六年七月三日（木）十四時から 大里生活改善センター（北海道久遠郡せたな町瀬棚区西大里三一〇番地四）

平成二十六年七月三日（木）十六時から 元浦漁村センター（北海道久遠郡せたな町瀬棚区元浦四三九番地）

九、お問合せ先

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室

電話 〇三（三五四六）九六〇〇（平日九時から十七時まで）

平成二十六年六月十八日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

電源開発株式会社

取締役社長 北村 雅良

環境エネルギー事業部風力事業室

電話 〇三（三五四六）九六〇〇（平日九時から十七時まで）

平成二十六年六月十八日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

電源開発株式会社

取締役社長 北村 雅良

環境エネルギー事業部風力事業室

電話 〇三（三五四六）九六〇〇（平日九時から十七時まで）

平成二十六年六月十八日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

電源開発株式会社

取締役社長 北村 雅良

環境エネルギー事業部風力事業室

電話 〇三（三五四六）九六〇〇（平日九時から十七時まで）

平成二十六年六月十八日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

電源開発株式会社

取締役社長 北村 雅良

環境エネルギー事業部風力事業室

電話 〇三（三五四六）九六〇〇（平日九時から十七時まで）

平成二十六年六月十八日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

電源開発株式会社

取締役社長 北村 雅良

環境エネルギー事業部風力事業室

電話 〇三（三五四六）九六〇〇（平日九時から十七時まで）

平成二十六年六月十八日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

電源開発株式会社

取締役社長 北村 雅良

「広報せたな」平成26年6月号掲載 (P.19)

風力発電計画に係る環境影響評価の準備書を縦覧します

せたな町瀬棚区大里地区周辺において、風況調査等がされている風力発電事業計画に関し、環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」を次のとおり縦覧します。

事業名	せたな大里風力発電事業（仮称）	
事業者	電源開発株式会社	
縦覧場所	本庁 産業振興課／各総合支所 産業建設課	
縦覧期間	平成26年6月18日(水)～平成26年7月17日(木) ※土・日・祝日を除く	
意見書受付場所	各縦覧場所（投函箱へ投函してください）	
意見書受付期間	平成26年6月18日(水)～平成26年7月31日(木)	
お問い合わせ先	瀬棚総合支所 産業建設課 ■0137-87-3311	

当社ホームページに掲載したお知らせ

平成 26 年 6 月 18 日
電源開発株式会社

「せたな大里風力発電事業(仮称) 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について

当社は、平成 26 年 6 月 17 日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「せたな大里風力発電事業(仮称) 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)及び要約書を経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、せたな町長へ送付しました。

また、環境影響評価法に基づき、本日 6 月 18 日より自治体庁舎において、準備書の縦覧を行います。

1. 準備書の縦覧

(1) 縦覧場所：せたな町役場本庁舎 産業振興課

せたな町役場瀬棚総合支所 産業建設課

せたな町役場大成総合支所 産業建設課

(2) 縦覧期間：平成 26 年 6 月 18 日(水)～平成 26 年 7 月 17 日(木)

(土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く)

(3) 縦覧時間：9時から17時まで

※当ホームページにて、準備書及び要約版を平成 26 年 6 月 18 日～平成 26 年 7 月 17 日まで閲覧することができます。

2. 意見の提出

準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、以下内容により事業者宛に書面にてご提出ください。

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である準備書の名称
- ・準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(平成 26 年 7 月 31 日まで)
- ② 事業者宛に郵送(平成 26 年 7 月 31 日 必着)

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室 宛

<お問い合わせ先>

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室 TEL: 03-3546-9600 (平日 9 時～17 時)

せたな町ホームページに掲載されたお知らせ

○平成26年6月18日（水）より掲載



せたな町
Welcome to setana

HOMEへ戻る | サイトマップ



HOME

観光あんない

暮らし

健康・福祉

教育・こども

まちづくり

行政・その他

その他: [せたな大里風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について](#) 戻る

電源開発株式会社にて計画しているせたな大里風力発電計画について、環境影響評価の結果を記載した環境影響評価準備書を、以下のとおり縦覧いたしますのでお知らせいたします。

1. 準備書の縦覧

(1) 縦覧場所: せたな町役場本庁舎 産業振興課
 せたな町役場瀬棚総合支所 産業建設課
 せたな町役場大成総合支所 産業建設課

(2) 縦覧期間: 平成26年6月18日(水)～平成26年7月17日(木)
 (土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く)

(3) 縦覧時間: 9時から17時まで

(4) インターネットによる縦覧: 以下のホームページにおいて、準備書をご覧いただけます。
 URL⇒http://www.jpowers.co.jp/company_info/environment/wind.html

2. 意見の提出

準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、以下内容により電源開発株式会社宛に書面にてご提出ください。

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である準備書の名称
- ・準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(平成26年7月31日まで)
- ② 事業者宛に郵送(平成26年7月31日 必着)
 104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号
 電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室 宛

<お問い合わせ先>

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室
 TEL: 03-3546-9600(平日9時～17時)

←戻る | 上へ

Setana la tourist attraction

北海道せたな町 〒049-4592 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1 Tel (0137)84-5111 Fax (0137)84-4657
 ♪ プライバシーポリシー

北海道ホームページに掲載されたお知らせ

○平成 26 年 6 月 18 日（水）より掲載



サイト内検索: 検索

[ホーム](#) > [環境生活部](#) > [環境推進課](#) > 環境影響評価に関する告示（公告）・縦覧情報

いいね! ツイート

環境影響評価に関する告示（公告）・縦覧情報

方法書	告示（公告）・縦覧案件はありません。
準備書	○ せたな大里風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書 「せたな大里風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」及びこれを要約した書類の縦覧が始まりました（縦覧期間：6月18日～7月17日まで）。詳細は、 こちらの事業者HP をご覧ください。
評価書	告示（公告）・縦覧案件はありません。
着手後の事後調査等報告書	告示（公告）・縦覧案件はありません。
完了後の事後調査等報告書	告示（公告）・縦覧案件はありません。
その他	告示（公告）・縦覧案件はありません。

注：◎は北海道環境影響評価条例に基づく案件、○は環境影響評価法に基づく案件を表しています

[戻る](#)

いいね! ツイート

[庁舎のご案内](#) | [サイトの方針](#) | [リンクについて](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [著作権について](#)

北海道 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111（大代表）

[\[電話番号一覧\]](#)

当社ホームページ


 検索


企業情報

Company Information

TOP > 企業情報 > 環境経営 > 環境アセスメント

J-POWERについて

環境経営

環境経営への取り組み
報告書ライブラリー
本店環境方針
環境アセスメント

技術開発

採用情報

資材調達

社会貢献

企業広告・広報ライブラリ

電子公告

環境経営

環境アセスメント

せたな大里風力発電事業(仮称) 環境影響評価準備書(以下、「準備書」)準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。準備書及び要約書は2014年7月17日(木)まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

「せたな大里風力発電事業(仮称) 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について(PDF:117KB)

表紙・目次(PDF:404KB)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(PDF:235KB)

第2章 対象事業の目的及び内容(PDF:6.33MB)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(PDF:10.7MB)

第4章 方法書についての意見と事業者の見解(PDF:410KB)

第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告(PDF:769KB)

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(PDF:9.96MB)

第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言(PDF:235KB)

第8章 環境影響評価の結果

8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

8.1.1 大気環境(PDF:6.18MB)

8.1.2 水環境(PDF:784KB)

8.1.3 その他の環境(PDF:2.16MB)

8.1.4 動物(PDF:27.9MB)

8.1.5 植物(PDF:4.07MB)

8.1.6 生態系(PDF:14.2MB)

8.1.7 景観(PDF:4.51MB)

8.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場(PDF:4.62MB)

8.1.9 廃棄物(PDF:295KB)

8.2 環境の保全のための措置(PDF:469KB)

8.3 事後調査(PDF:262KB)

8.4 環境影響の総合的な評価(PDF:271KB)

第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(PDF:238KB)

要約書(PDF:15.2MB)

<お問い合わせ先>

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部 風力事業室 TEL:03-3546-9600(平日9時~17時)

[戻る](#) | [このページのトップへ](#)

お 知 ら せ

「せたな大里風力発電事業（仮称） 環境影響評価準備書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

平成26年6月18日（水）から平成26年7月17日（木）まで
（土・日・祝日及び閉庁日は除きます。）

2. 縦覧時間

午前9時～午後5時

3. 閲覧者名簿の記入

環境影響評価準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず備え付けの閲覧者名簿にご住所・ご氏名を必ずご記入ください。

4. 意見書の受付

「せたな大里風力発電事業（仮称） 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 平成26年6月18日（水）～平成26年7月31日（木）まで
（郵送の場合は7月31日必着）

○送付先（郵送の場合）

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②意見書の提出の対象である配慮書の名称

③準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

※準備書及び要約書は電源開発株式会社のホームページでも公表しています。

以上

「せたな大里風力発電事業(仮称) 環境影響評価準備書」

閲覧者名簿

- ・環境影響評価準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますが、ご意見の有無にかかわらず、本閲覧者名簿に閲覧月日、ご氏名、ご住所を必ずご記入ください。

